

## 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定について

新潟県信用組合は、このたび次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画を策定いたしましたのでお知らせいたします。

当組合では、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備を進めてまいります。

### 記

#### 新潟県信用組合 行動計画

##### 1. 計画期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの 3 年間

##### 2. 内 容

<目標> 平成 27 年 3 月までに、職員（雇員含む）の一人あたり所定外労働時間を年間 70 時間以下にする。

<対策> 平成 22 年 4 月から、全職員に所定外労働を削減するように周知・徹底し、必要に応じて時間外勤務状況に関して臨店調査を実施する。

以 上